

利用機関の登録、通知等手順

鹿児島県土地改良事業団体連合会

利用機関の登録、通知等手順

1 目的

利用機関の登録、通知等手順（以下、「利用者登録等手順」という。）は、鹿児島県水土里情報システム運用管理利用基準（以下、「利用基準」という。）に基づき、本システム及び本データの利用に係わる管理責任者、利用機関、利用機関責任者の登録および通知等の手続を行うための手順を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この手順で用いる用語の定義は、鹿児島県水土里情報システム運用管理要領に定める用語の定義にしたがうものとする。

3 管理責任者の通知等

管理責任者の通知等は、以下の手順により行うものとする。

- (1) 管理責任者は、**様式 7「鹿児島県水土里情報システム管理責任者通知書」**に必要事項を記入のうえ、郵送等により利用機関に管理責任者の通知を行うものとする。
- (2) 管理責任者を変更した場合には、**様式 8「鹿児島県水土里情報システム管理責任者変更通知書」**に必要事項を記入のうえ、速やかに郵送等により利用機関に管理責任者登録変更の通知を行うものとする。

4 利用機関および利用機関責任者の登録・変更等

利用機関および利用機関責任者の登録・変更等は、以下の手順により行うものとする。

4-1 新規登録

- (1) 管理責任者は、**様式 - 1「鹿児島県水土里情報システム利用申請書」**により当該利用機関および利用機関責任者登録を行うものとする。
- (2) 管理責任者は、利用機関および利用機関責任者を管理するための利用機関等管理台帳（以下、「利用機関等登録台帳」という。）を作成し、利用機関等登録台帳に当該利用機関および利用機関責任者の登録内容を記載する。

4-2 登録変更

- (1) 利用機関は、利用機関の登録内容または利用機関責任者に変更が生じた場合には、**様式 9「鹿児島県水土里情報システム利用機関変更申請書」**に必要事項を記入のうえ、管理責任者に当該利用機関または利用機関責任者登録変更の申請を行うものとする。
- (2) 管理責任者は、利用機関等登録台帳に当該利用機関または利用機関責任者の登録内容を変更する。

付則

この手順は、平成23年4月18日より施行するものとする。